

# 大阪城

2022

11/28 (月)  
14311 号

全港湾  
西成分会

247  
6647-  
4947

今年も残すと云う。一ヶ月少なくなった。

公園や街路では紅葉が美しくなり、生き物も寒さに向けて準備しているのを感じている。

全体的ものは動き変化の中にあるが変異もつづけるウイルスは第8波と云ふえつづけている。

11/26、死者146人。総数4万9229人。一日の感染者は2万5380人。テレビやマスコミ、政府や政治もあまり発表したり、報道しなくなったので、終わったような感が出てくるウイルスだが相手はとうとうはかない物質だろう。あと一週間ほどで死者総数は5万人を越えようだろう。

生活では、全ての物が値上りして、インフレーションの大波はうやむやの新年になっても、一層、大きくなり、生活を苦しめる流れになっている。政治は10日国会の会期末だというのが延長の話も流れている。

日々の生活や仕事の助けになる政治内容はあまり聞かなくてこない。しかし、日本をほかにむく外の政治は動いてる。台湾では今の民進党が地方選に今年で

大敗し、中国は一つだノとして大陸中国と話し合おうと

いう野党・国民党が勝った。アメリカはトランプ的要素が阻止され、新しい展開になっていくだろう。

安倍政治からの脱却が日本もできるだろう。

# 「ギグワーカー」配達員に団交権

## 都労委が救済命令 労働者に該当

東京都労働委員会は25日、宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の運営法人に対し、配達員らで作る労働組合と団体交渉(団交)に応じるよう命令した。新型コロナウイルス禍で急増した単発・短時間の仕事を請け負う「ギグワーカー」を労働組合法上の労働者と認めた初めての判断(28面に関連記事)【山下智恵】

国内の配達員らで作る労働組合「ウーバーイーツユニオン」が救済を申し立てた。労働組合法では労働者を「職業の種類を問わず、賃金、給料などで生活する者」と定義し、団交権を得るには配達員がこれに該当するかが最大の争点だった。

都労委は、配達員が飲食物を注文嘗に配達する割合について、「注文全体のうち99%を占めている」と指摘。「評価制度や(配達員の)アカウン卜停止措置等により行動を統制し、配達業務の円滑かつ安定的な遂行を維持しているとみられる」とし、「事業は(配達員の)労務提供なしには機能せず、不可欠な労働力として確保されていた」などと認定した。

さらに都労委は、配達量が注文を受けるアプリには配達完了すると配達料が表示されるものの、運営法人が決定する金額以外の選択肢が表示されない点に着目。「個別に交渉できる仕様にはなっていない。対等な関係性は認められず、会社らが一方的、定型的に決定している」などと断じた。これらの点などから、配達員は労働組合法上の労働者に該当すると結論付けた。

労働組合は2019年10月に結成され、ウーバーイーツを運営する日本人に対し、報酬のあり方や事故の補償などを巡って団交を申し入れていた。だが、運営法人側は配達員について「労働組合法上の労働者に該当しない」として拒否。再交渉したものの、進展がなかったため、組合は20年3月、団交拒否は不当労働行為に当たるとして、都労委に救済を求めていた。

会社が上訴して争うかもしれないので確定ではありませんが、知労委での判断は重いものです。労働者の「使い捨て」を許さず、権利を主張する運動はひろがっています。